Page	改正後	現行	備考	差異
新:表紙·1 旧:表紙·1	振込規定	振込規定		共
新:表紙·1 旧:表紙·1	<u>JA</u> バンク	<u>J A</u> バンク		<u>変</u> 更
新:本則·1 旧:表紙·1				
新:本則-1 旧:本則-1	1_適用範囲	_ <mark>1. (</mark> 適用範囲 <mark>)</mark>	見出しの変更	<u>変</u> 更
新:本則-1 旧:本則-1	振込依頼書または当組合の振込機による当組合または他の金融機関の国内本支店(所)にある受取人の預貯金口座あての振込については、この規定により取扱います。	振込依頼書または当組合の振込機による当組合または他の金融機 関の国内本支店(所)にある受取人の預貯金口座あての振込につい ては、この規定により取扱います。		
新:本則-1 旧:本則-1				

(2025/10) 新旧対照表─1 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差
新:本則-1	2 振込の依頼	2. (振込の依頼 <u>)</u>	見出しの 変更	変更
新:本則-1 旧:本則-1	(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。	(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。		
新:本則-1 旧:本則-1	① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。	① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。		
新:本則·1 旧:本則·1	② 振込依頼書は、当組合所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。なお、預貯金種目・口座番号が不明な場合には、窓口に相談してください。	の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、		
新:本則-1 旧:本則-1	③ 当組合は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。	③ 当組合は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。		
新:本則-1 旧:本則-1	(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。	(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。		
新:本則-1 旧:本則-1	① 振込機は当組合所定の時間内に利用することができます。	① 振込機は当組合所定の時間内に利用することができます。		
新:本則-1 旧:本則-1	② 1回および1日あたりの振込金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。	② 1回および1日あたりの振込金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。		
新:本則-1	③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融	③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融		

(2025/10) 新旧対照表-2 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差
				異
旧:本則-1	機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、振込金 額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込 代り金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号 も正確に入力してください。	額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込		
新:本則-1 旧:本則-1	④ 貯金口座からの振替による振込については、振込依頼人と貯金者(通帳またはキャッシュカードの名義人)の氏名が異なる場合は、貯金者から振込依頼があったものとみなします。	貯金者 (通帳またはキャッシュカードの名義人) の氏名が		
新:本則-1 旧:本則-1	⑤ 当組合は振込機に入力された事項を依頼内容とします。	⑤ 当組合は振込機に入力された事項を依頼内容とします。		
新:本則-1 旧:本則-1	⑥ 文書扱いは振込機では取扱いません。	⑥ 文書扱いは振込機では取扱いません。		
新:本則-1 旧:本則-1	(3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
新:本則-1 旧:本則-1	(4) 振込の依頼にあたっては、振込代り金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下、「振込代り金等」といいます。)を支払ってください。			<u>追</u> 加
新:本則-1 旧:本則-1				

(2025/10) 新旧対照表-3 振込規定

新:本則-2				異
旧:本則-1	3_振込契約の成立	<u>3. (</u> 振込契約の成立 <u>)</u>	見出しの変更	<u>変</u> 更
.,,,,	(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当組合が振込の依頼を承諾し振込代り金等を受領した時に成立するものとします。	(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当組合が振込の依頼を承諾し振込代り金等を受領した時に成立するものとします。		
新:本則-2 旧:本則-1	(2) 振込機による場合には、振込契約は、当組合がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込代り金等の受領を確認した時に成立するものとします。	(2) 振込機による場合には、振込契約は、当組合がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込代り金等の受領を確認した時に成立するものとします。		
旧:本則-1	「振込金受取書等」といいます。)を交付しますので、依頼内容を	内容を記載した振込金受取書、振込受付書、利用明細票等(以下		追加
新:本則-2 旧:本則-2				
新:本則-2 旧:本則-2	4_振込通知の発信	<u>4. (</u> 振込通知の発信 <u>)</u>	見出しの 変更	<u>変</u> 更
新:本則-2 旧:本則-2	(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。	(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。		
新:本則-2 旧:本則-2	① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙	① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日		

(2025/10) 新旧対照表-4 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差
	日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営 業日に振込通知を発信することがあります。	等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日 に振込通知を発信することがあります。		異
新:本則-2 旧:本則-2	② 文書扱いのときは依頼日の翌営業日以後2営業日以内に振込通知を発信します。	② 文書扱いのときは依頼日の翌営業日以後2営業日以内 に振込通知を発信します。		
新:本則-2 旧:本則-2	(2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に、振込機による依頼日当日または依頼日の翌営業日を振込指定日とする振込依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、指定された日に振込通知を発信します。	よる依頼日当日または依頼日の翌営業日を振込指定日とする振込		
新:本則-2 旧:本則-2	ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振 込通知を発信することもあります。	ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振 込通知を発信することもあります。		
新:本則-2 旧:本則-2				
新:本則-2 旧:本則-2	5 証券類による振込	<u>5. (</u> 証券類による振込 <u>)</u>	見出しの 変更	<u>変</u> 更
新:本則-2 旧:本則-2	(1) 当組合以外の金融機関にある受取人の預貯金口座への振 込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込代 り金等の受入れはしません。	(1) 当組合以外の金融機関にある受取人の預貯金口座への振 込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込代 り金等の受入れはしません。		
新:本則-2 旧:本則-2		(2) 当組合の本支店(所)にある受取人の貯金口座への振込の 依頼を受ける場合に、当組合が振込代り金等とするために小切手 その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込		
(0005 /40)		+<= 1100 + F		

(2025/10) 新旧対照表-5 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差
				異
	込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認	金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振 込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認 した後に振込通知を発信することもあります。		
新:本則-2 旧:本則-2	しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書	(3) 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、 直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信 しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書 面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保 全の手続をします。		
新:本則-3 旧:本則-2	合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出	(4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当組合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。		
新:本則-3 旧:本則-2	ると相当の注意をもって認めたうえ、その証券類を返却したとき	(5) 提出された振込金受取書等を当組合が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
新:本則-3 旧:本則-3				
新:本則·3 旧:本則·3	6 取引内容の照会等	<u>6. (</u> 取引内容の照会等 <u>)</u>	見出しの変更	変更
新:本則-3	(1) 受取人の預貯金口座に振込金の入金が行われていない場	(1) 受取人の預貯金口座に振込金の入金が行われていない場		

(2025/10) 新旧対照表-6 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差
				異
旧:本則-3	合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振	合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振		
	込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告しま	込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告しま		
	す。	す。		
新:本則-3	(2) 当組合が発信した振込通知について振込先の金融機関か	(2) 当組合が発信した振込通知について振込先の金融機関か		
旧:本則-3	ら照会があった場合には、依頼内容について照会することがあり	ら照会があった場合には、依頼内容について照会することがあり		
	ます。この場合には、すみやかに回答してください。当組合からの	ます。この場合には、すみやかに回答してください。当組合からの		
	照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切	照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切		
	な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当	な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当		
	組合は責任を負いません。	組合は責任を負いません。		
新:本則-3				
旧:本則-3				
新:本則-3	7	<u>7. (</u> 依頼内容の変更 <u>)</u>	見出しの	<u>変</u>
旧:本則-3	<u>7</u> 依頼内容の変更		変更	<u>更</u>
新:本則-3	(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱	(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱		
旧:本則-3	店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込	店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込		
	先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条	先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条		
	第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。	第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。		
新:本則-3	① 訂正の依頼にあたっては、当組合所定の振込金組戻・	① 訂正の依頼にあたっては、当組合所定の振込金組戻・		
旧:本則-3	訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等ととも	訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに		
	に提出してください。この場合、当組合所定の本人確認	提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資		
	資料または保証人を求めることがあります。	料または保証人を求めることがあります。		

(2025/10) 新旧対照表-7 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-3 旧:本則-3	② 当組合は、振込金組戻・訂正依頼書に従って、訂正依頼 電文を振込先の金融機関に発信します。	② 当組合は、振込金組戻・訂正依頼書に従って、訂正依頼 電文を振込先の金融機関に発信します。		共
新:本則·3 旧:本則·3	(2) 前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。	(2) 前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。		
新:本則-3 旧:本則-3	を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合	(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。		
新:本則-3 旧:本則-3				
新:本則-4 旧:本則-3	8 組戻し	<u>8. (</u> 組戻し <u>)</u>	見出しの 変更	<u>変</u> 更
新:本則-4 旧:本則-3		(1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。		
新:本則-4 旧:本則-3	依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してくだ	① 組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の振込金組戻・訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。		
新:本則-4 旧:本則-3		② 当組合は、振込金組戻・訂正依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。		
新:本則-4	③ 組戻しされた振込代り金は、振込金組戻・訂正依頼書に指定さ	③ 組戻しされた振込代り金は、振込金組戻・訂正依頼書に指定さ		

(2025/10) 新旧対照表-8 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差
旧:本則-3	定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出して ください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求	れた方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当組合所 定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出して ください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求 めることがあります。		異
新:本則-4 旧:本則-4		(2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込代り金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。		
新:本則-4 旧:本則-4	を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場	(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知 を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場 合には、受取人との間で協議してください。		
新:本則-4 旧:本則-4				
新:本則-4 旧:本則-4	9 振込代り金の返却	<mark>9. (</mark> 振込代り金の返却 <mark>)</mark>	見出しの 変更	<u>変</u> 更
新:本則-4 旧:本則-4	取人の預貯金口座に入金できなかった場合には、すみやかに連絡しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込代り金	(1) 入金口座なしもしくは受取人名相違等の事由により、受取人の預貯金口座に入金できなかった場合には、すみやかに連絡しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込代り金の受領等の手続をとってください。		
新:本則-4 旧:本則-4	振込の場合は、振込金組戻・訂正依頼書の提出を受けることなく、	(2) 前項にかかわらず、振込機による貯金口座からの振替による振込の場合は、振込金組戻・訂正依頼書の提出を受けることなく、振込代り金出金口座へ返金するための手続をとります。		
新:本則-4				_

(2025/10) 新旧対照表-9 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:本則-4				
新:本則-4 旧:本則-4	10通知・照会の連絡先	10 <u>. (</u> 通知・照会の連絡先 <u>)</u>	見出しの変更	変更
新:本則-4 旧:本則-4		(1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込代り金等を振替えた貯金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。		
新:本則-4 旧:本則-4	(2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の 不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによっ て生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の 不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによっ て生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
新:本則-4 旧:本則-4				
新:本則-5 旧:本則-4	11手数料	11. (手数料)	見出しの 変更	変更
新:本則-5 旧:本則-4	(1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。	(1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。		
新:本則-5 旧:本則-4	(2) 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。 <u>また</u> 、 <u>依頼どおりの処理</u> ができなかったとき <u>も</u> 、組戻手数料は <u>返却しません</u> 。	いただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。 <u>ただ</u>		変更

(2025/10) 新旧対照表-10 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差
				異
新:本則-5 旧:本則-4		(3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却しません。		<u>変</u> 更
新:本則-5 旧:本則-4	(4) 振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却しません。	(4) 振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却 <u>いた</u> しません。		<u>削</u> 除
新:本則-5 旧:本則-4	(5) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。	(5) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。		
新:本則-5 旧:本則-4	かかわらず、通帳、払戻請求書、カードまたは小切手の提出なしに、依頼人が当組合に保有する貯金口座から自動的に引落すこと	(6) 手数料は、当組合所定の貯金規定およびカード規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書、カードまたは小切手の提出なしに、依頼人が当組合に保有する貯金口座から自動的に引落すことが出来るものとします。		
新:本則-5 旧:本則-4				
新:本則-5 旧:本則-4	12_災害等による免責	12 <u>. (</u> 災害等による免責 <u>)</u>	見出しの 変更	<u>変</u> 更
新:本則-5 旧:本則-5		次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、 これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
新:本則-5 旧:本則-5	① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置 等のやむをえない事由があったとき	① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置 等のやむをえない事由があったとき		
新:本則-5	② 当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当	② 当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当		

(2025/10) 新旧対照表-11 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:本則-5	の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線 またはコンピュータ等に障害が生じたとき	の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線 またはコンピュータ等に障害が生じたとき		共
新:本則-5 旧:本則-5	③ 当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき	③ 当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由があったと		
新:本則-5 旧:本則-5				
新:本則-5 旧:本則-5	13_譲渡、質入れの禁止	13 <u>. (</u> 譲渡、質入れの禁止 <u>)</u>	見出しの変更	<u>変</u> 更
新:本則-5 旧:本則-5	振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、 質入れすることはできません。	振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、 質入れすることはできません。		
新:本則-5 旧:本則-5				
新:本則-5 旧:本則-5	14貯金規定等の適用	14 <u>. (</u> 貯金規定等の適用 <u>)</u>	見出しの変更	<u>変</u> 更
新:本則-5 旧:本則-5		振込代り金等を貯金口座から振替えて振込の依頼をする場合における貯金の払戻しについては、関係する貯金規定およびカード規定等により取扱います。		
新:本則-5 旧:本則-5				

(2025/10) 新旧対照表-12 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差
新:本則-6 旧:本則-5	15_規定の変更等	15 <u>. (</u> 規定の変更等 <u>)</u>	見出しの変更	要 変 更
新:本則-6 旧:本則-5	は、この規定の各条項に、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規	(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項に、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		
新:本則-6 旧:本則-5	(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		
新:本則-6 旧:本則-5	以上	以上		
新:本則-6 旧:本則-5	(<u>7</u> 年 <u>10</u> 月 <u>1</u> 日現在)	(<mark>令和 2</mark> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日現在)		<u>削</u> 除

附則 (2025 J 革特発第 571 号)

(実施日)

この手続は、2025年10月1日から実施する。